

宇部市文化振興まちづくり審議会 市民委員募集要項

1 趣旨

本市の文化の振興及び文化によるまちづくりに関し、調査し、及び審議するため設置する「宇部市文化振興まちづくり審議会」の市民委員を募集します。

2 募集人員 1人

3 任期 令和8年（2026年）10月1日から令和10年（2028年）9月30日まで

4 応募資格

以下すべてに当てはまる人

- （1）宇部市に居住又は通勤し、若しくは通学している人で、令和8年10月1日現在で満18歳以上の人
- （2）任期中、年に数回程度開催される会議に出席できる人（開催時間は原則として、平日の午前9時から午後5時の間の2時間程度です。）
- （3）宇部市職員及び宇部市議会議員でない人
- （4）本市の文化振興に関心のある人

5 応募手順

（1）応募書類

1 応募用紙

宇部市役所文化振興課に設置するほか、市ウェブサイトからもダウンロードできます。
※宇部市ウェブサイト【ウェブ番号 1022611】

2 小論文

「文化芸術の振興による、市民のウェルビーイング（心豊かな暮らし）の向上について」
（A4用紙：書式自由、800字以内）

（2）応募方法 郵送、持参、ファクス、電子メールのいずれか

（3）応募先 宇部市 観光スポーツ文化部 文化振興課

- ・ 郵送 〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号
- ・ ファクス 0836-22-6083
- ・ メールアドレス museum@city.ube.yamaguchi.jp

（4）応募期間 令和8年8月25日（火）～9月24日（木） 当日必着

6 選考及び結果の通知

応募書類により選考ののち、9月末までに、選考結果を応募者全員に通知します。

7 その他

- ・ 提出書類は返却しません。
- ・ 委員に選任された人の氏名は公表しますが、それ以外の個人情報の取扱いには十分留意し、他の目的には使用しません。
- ・ 提出書類に虚偽の記載が認められたときは、委員就任後であっても任命を取り消す場合があります。
- ・ 会議への出席に対し、宇部市条例規定の報酬を支払います。

宇部市 観光スポーツ文化部 文化振興課

電話：0836-34-8616

FAX：0836-22-6083